平成２２年（フ）第１１号
大津市馬場３丁目15番３号　モリマンション205号室、前住所大津市鳥居川町10番21号Ｂ号室、前々住所大津市大江３丁目17番１号アトリオＴ103号室
債務者　山添　新吉
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
滋賀県甲賀市甲南町稗谷631番地
債務者　松本　智子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
大津市比叡平２丁目35番７号
債務者　内藤　進一（旧姓杉村）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
滋賀県草津市草津４丁目２番28号　平凡荘102号
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
滋賀県野洲市市三宅2730番地　コーポモーリ202号、前住所滋賀県近江八幡市日吉野町775番地５
債務者　重田　駒詞
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
滋賀県守山市勝部１丁目２番８　ＲＥＣＴＯ308号
債務者　秋山　秀二
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
大津市桜野町２丁目５番22号　桜野マンション302号
債務者　芳山　友美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１号
大津市大平１丁目５番25―403号
債務者　友利　英子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１１２号
広島市西区草津浜町23番４―304号
債務者　奥江　和弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１３号
兵庫県加古川市加古川町大野1530、住民票上の住所広島市西区福島町２丁目26番18―402号
債務者　奥江　　弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９２号
広島市東区戸坂千足１丁目12―27―202号、住民票上の住所広島市中区小町９番９―902号
債務者　光森　公心
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５号
愛媛県松山市中須賀１丁目４番８号　エイデンビル中須賀202号
債務者　清水　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2988番地１
債務者　福島　禎章
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１３号
愛媛県宇和島市大宮町１丁目２番２号
債務者　代田　眞一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９号
高知県高岡郡四万十町十和川口847番地
債務者　宗海　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１２号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地12棟1226号
債務者　田上　　舞
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８２号
大分市富士見が丘西３丁目９番12号
債務者　高田　江里
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係